

[タイ]

タイ投資委員会 (BOI) の新投資奨励政策

富山県バンコクビジネスサポートデスク

北陸銀行バンコク駐在員事務所

所長 馬場 正樹

タイに日系企業の集積が進み、ASEAN域内での製造業の中心となった大きな要因に、タイ投資委員会 (Board Of Investment=BOI) の投資奨励制度 (優遇制度) がある。BOI投資奨励は、1977年の投資促進法制定以来、数度の改定を経ながらも、一貫してタイ国内への投資を促進する役割を果たしてきた。この投資奨励制度が、2015年1月1日から大幅に改定された。今回はこの改訂内容を概観し、今後のタイ投資の留意点について、小職なりの見解を述べる。

1 従来の奨励策—立地ゾーンにより恩典を付与

従来の奨励策の基本は、①法人税の減免、②プロジェクトに使用する機械設備の輸入関税免税、③輸出用製品の原材料の輸入関税免税、④非税的恩典 (高度外国人の雇用枠拡大、土地の所有許可、外貨による海外への送金許可など) であり、これらの恩典の付与度合いを、申請プロジェクトの立地 (ゾーン) によって変えていく制度であった。すなわち、バンコクから近い順にタイ国内を3種類のゾーンに分け、ゾーン3 (最もバンコクから遠く、開発を進めたいエリア) に立地する場合に、法人税の減免期間を長くするなど、厚い恩典を付与していた。さらに、タイにとって重要な業種、戦略的分野に該当するプロジェクトの場合は、立地ゾーンに関わらず最大限の恩典が付与されていた。また、奨励対象業種は7分類、約200業種に細分化指定されていたが、実態としては製造業であればほとんどの業種が恩典対象となっていた。

2 新奨励制度—ゾーン制の廃止と奨励対象業種の削減

新しい投資奨励制度が旧制度と大幅に変わる点は、「1.ゾーン制の廃止」、「2.数十業種が奨励対象から除外」、「3.奨励対象業種でも法人税減免恩典が与えられないものがある」といった点である。より具体的には、奨励対象業種をA1～

4、B1～2の計6カテゴリーに分類し、Aグループには『法人税減免 (基本恩典) + 「メリット (後述) 」による追加恩典』を与えるが、Bグループには基本恩典部分はなく、メリットによる追加恩典のみとなる。また、従来のゾーン制を廃止し、立地に関わらず、基本的には業種と「メリット」の有無により恩典が決まる。立地の例外としては、主に東北部を中心とした、一人当たり所得の低い20県に立地する場合 (= 「地方分散メリット」)、奨励された工業団地または工業地区内に立地する場合 (= 「産業地区開発メリット」) と、「その他の特別措置」として指定された深南部5県 (マレーシア国境近く)、およびミャンマー、ラオス、カンボジア、マレーシアとの国境沿い5県の一部地域に立地する場合に、それぞれ税的恩典が与えられる (国境沿い5県については、1月22日に、ミャンマー国境のターク県、ラオス国境のムクダハン県、カンボジア国境のサケオ県などに五つの経済特区を整備する方針が発表された)。

3 タイへの「メリット」で追加恩典

「メリット」とは、新投資奨励制度上の概念で、簡単に言えば、「タイにどのようなメリットをもたらすか」ということと考えれば理解しやすい。具体的には下記の3つの「メリット」がある。

- ① 競争力向上メリット…研究開発費や、社内人材・ローカルサプライヤーに対する人材開発、技術支援等に対する支出が多いほど、法人税の追加免除期間を長く (最長+3年) 受けられる、というもの (タイの競争力向上に貢献するメリット)。
- ② 地方分散メリット…前述のとおり、所得水準の特に低いエリアへの投資により、法人税の追加免除や輸送費、電気代、水道代の割増控除、インフラ設置費の一部控除等がある。
- ③ 産業地区開発メリット…奨励された工業団地または工業地区に立地することで、法人税の追

加免除（1年）が受けられる。

4 中古設備・機械の輸入を厳格化

また、今回の変更で投資企業に大きな影響があると思われるのは、海外から輸入する設備・機械の中古基準の厳格化である。従来は、原則として製造から10年以内の中古設備・機械であれば、奨励事業に使用可能であったが、今回から原則として5年以上経過したものは一切使用できなくなるということである（5年以内のものは、検査証明があれば奨励事業には使用できるが、輸入関税免税措置は無い。プレス用機械のみ例外的に10年以内まで使用可）。タイへの投資が、日本等の既存生産ラインを移管する投資であったり、投資額を抑える目的で中古設備を購入するような計画であったりする場合、この部分がネックとなるケースが増えると思われる。

一方で、奨励事業への最低投資額（土地代および運転資金を除く部分）が100万バーツ以上であること、新規プロジェクトの場合に、借入金：自己資本の比率が3：1を超えないことなどは、従来の制度と変更はない。

（新制度の説明資料は、以下のBOIホームページより入手可能）

http://www.boi.go.th/index.php?page=boi_event_detail&topic_id=12468

5 奨励制度変更により投資コストは増大か

今回の奨励制度の変更に伴い、タイへの投資判断も従来以上に慎重に行う必要が出てくる。予想される企業の行動としては、ゾーン制が撤廃されたことにより、物流の利便性、人材の集めやすさ、駐在員の生活環境などから、バンコクに近いエリアに投資が集まる傾向に変わる可能性がある。逆に、地方分散メリットを得るため、指定エリア（東北地域、南部国境地域など）に思い切って投資する企業も出てくるかもしれない。また、中古機械の使用制限から、当初から最新の設備を装備したレベルの高い製造拠点とするプロジェクトが増えることも考えられる。いずれにしても、投資コストは大きくなる可能性があり、その分、当該事業で採算がとれる、というしっかりし

た事業計画の策定が求められることになる（利益が出なければ恩典も意味がない）。

6 今後の投資恩典についてはBOIへ早めの相談を

新制度の運用は本年1月1日から始まったばかりであり、内容的にもまだはっきりしないところがあることから、今後企業からの投資申請を処理していく中で、様々な運用や解釈の変化などがある可能性がある。いずれにしろ、今後投資恩典を得ようとする企業は、早めにBOIに直接相談することが重要である。（なお、余談ではあるが、BOIへの投資申請を、コンサルタントに丸投げする企業もあるが、信頼できる業者から申請書作成などのサポートを受けることは問題ないが、BOIとの事前面談や、事業内容の説明面接などの機会には、必ず投資企業自身の責任者・担当者が自ら出席すべきであり、この部分までコンサルタントに丸投げすることは、企業の計画している事業内容が正しくBOI側に伝わらず、トラブルの原因になることが多いことを申し添えておく。）

今年（2015年）4月24日に「富山県ものづくり総合見本市2015」の共催事業として開催される海外投資環境セミナーでは、BOIの担当部長から直接話を聞く機会がある。是非、このチャンスを利用いただきたい。



説明会で配布されたBOI新投資奨励制度資料